

川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市内の介護サービス事業者の業務効率化及び働きやすい職場環境の整備のために、ケアプランデータ連携システム（以下「システム」という。）を先駆的な取組として導入する介護サービス事業者に対し、システムの導入等に係る費用を予算の範囲内で交付する川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、川西市内に事業所又は施設を有する介護サービス事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象外とするものとする。

- (1) この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、地方公共団体等が実施する他の補助金、交付金、助成金その他これらに類する給付を受けている者
- (2) 本市の市税を滞納している者
- (3) 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団である者、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者
- (4) 第5条に規定する交付申請の日においてシステムを導入している者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、システムの導入等に係る次に掲げる経費とする。

- (1) ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフト、PC等のシステムの利用に必要な経費
- (2) 介護サービス事業所の生産性向上を支援する業務コンサルタントの活用に必要な経費
- (3) 介護サービス事業所が主導して連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費
- (4) システムの活用に係る研修に必要な経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費を合計した額とし、100,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別に定める受付期間内に、川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画調（別紙2-1）
- (3) 川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業補助金事業実施計画書（別紙2-2）
- (4) 誓約書（別紙2-3）

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書等が提出された場合は、これを審査し、適当と認めたときは、川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、交付申請者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、補助金等変更交付申請書（様式第3号）により市長の承認を受けること。ただし、補助金の交付決定額に影響がない程度の軽微な変更は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助対象経費の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けな

いでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないこと。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (8) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、事業者に対し課される消費税額及び地方消費税額から控除される課税仕入れに係る消費税額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告しなければならないこと。この場合において、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に返還すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（補助金等の変更交付申請）

第8条 交付申請者は、補助事業の内容に変更（前条第2号ただし書に規定する軽微な変更を除く。）が生じたとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助金等変更交付申請書（様式第3号）に次の関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業補助金所要額調書（変更）
（別紙3）
- (2) 事業計画調（変更）（別紙4-1）
- (3) 川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業実施計画書（変更）（別紙4-2）

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 第6条の規定は、前項の取消し及び変更について準用する。

（実績報告）

第9条 交付申請者は、補助事業が完了したときは、完了後20日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第8号）に次の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）

- (2) 川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業補助金精算額調書（別紙５）
- (3) 事業実施調（別紙６－１）
- (4) 川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業実施報告書（別紙６－２）
（補助金の取消等）

第１０条 市長は、第６条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すとともに、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、その全額又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) 第２条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 前２号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。
（調査等）

第１１条 市長は、補助金の交付に関する事務を適正に実施するために必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、関係する書類の提出を求め、又は市職員に調査を行わせる（以下これらを「調査等」という。）ことができるものとする。

- ２ 補助金の交付を受けた者は、特別な事情がある場合を除き、前項の調査等に協力しなければならない。
（補則）

第１２条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- １ この要綱は、令和８年７月１日から施行する。
（失効規定）
- ２ この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。